

嘉麻市財政健全化計画（改訂版）
(20年度～23年度)

平成20年9月

嘉 麻 市

目 次

I. はじめに	1
II. 市財政の経緯と現状	1
III. 財政健全化計画について	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 計画策定の目的	2
(3) 健全化計画の見直し	2
IV. 財政健全化計画の策定条件	3
V. 計画策定の推計方法	3
(1) 歳入について	3
(2) 歳出について	4
VI. 中期財政見通し	6
(1) 財政健全化計画を実施しなかった場合の財政見通し	6
(2) 財政健全化計画を実施した場合の財政見通し	7
(3) 歳入の見通し	8
(4) 歳出の見通し	8
VII. おわりに	8

I. はじめに

我国の経済は、アメリカ経済や株式・為替市場、原油価格の高騰により、景気はこのところ弱含み状態であり、先行き不透明感がある状況です。また、個人消費も原油、食料などの高騰の影響で伸び悩むなど、厳しい環境になっています。社会構造は少子高齢化の進行、団塊世代の大量退職時代の到来、そして人口減という大きな転換期を迎えてます。

地方自治体を取り巻く環境は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入は、ここにきて減少傾向にあり、バブル崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残額が累積しており公債費は依然高水準であるうえ社会保障関係経費が年々増加しています。

このようななか、国においては国庫補助負担金の削減と地方交付税の見直し、税源を地方に委譲する「三位一体の改革」を断行しました。その後、「歳入・歳出一体改革」を示し“徹底した政府のスリム化” “聖域なき歳出削減”などの改革を具体的な内容及び時期を示さないまま掲げています。

このように、国の動向が不透明ななか、地方にあっては慢性的な不況感から脱することができます、いまだ地方を取り巻く経済環境は厳しいものがあります。

II. 市財政の経緯と現状

本市は、福岡県のほぼ中央に位置する嘉穂南部地区の山田市、稻築町、碓井町、嘉穂町が合併し、新たに嘉麻市となりました。新市における財政構造は、一般財源に占める義務的負担割合（人件費、扶助費、公債費）の経常収支比率が合併時の111.3%から今日、101.2%と改善したもののが依然高い比率となっています。合併後、合併に伴う効果や行政改革の実施により減少に転じてはいるものの依然として硬直化しており、本市の財政は危機的な状況にあるといえます。

このような状況に対し、新たな対策を講じることなく現状を放置すれば、毎年度の予算編成に際し緊急避難的に財源対策を繰り返す綱渡りの財政運営も限界に達し、実質赤字額が再生基準を超える財政再生団体へ転落しかねません。

ひとたび財政再生団体に陥れば、財政運営は国の強力な管理指導下におかれ、地方分権時代にふさわしい、市民とのパートナーシップによる個性と魅力あふれる街づくりは望むべくもありません。また、無理なダイエットに必ず反動があるように、だれかに強要されるのではなく、自らが強固な意志を持って改革に取り組まなければ、財政の健全化を保ち続けることは困難です。

財政の健全化に近道はなく、地道に一歩ずつ歩みを進めることが重要ですが、時として、身を切るような痛みを伴うことがあるかもしれません。しかし、痛みにひるんで現実から目を背けていたのではいずれ財政再生団体へ転落してしまいます。

慣れ親しんだ施策や事業を見直す財政の健全化への取組みは痛みを伴うに違いありません。しかしながら、成長社会から成熟社会への移行期にあって、市民生活をしっかりと守り、嘉麻市発展の基礎を作るため、また、急速に進行する少子長寿社会にあって、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政の確立をめざさなければいけません。

Ⅲ. 財政健全化計画について

（1）. 基本的な考え方

- ①市民ニーズが多様化するなか、現行のサービスを維持するとともに、受益者負担の原則をもう一度見直し、継続可能な行政経営システムを構築します。
- ②市債残高が累増しない財政構造の確立を目指すため、市債発行額を必要最低限とし実質公債比率の13.0%以下を目指します。
- ③財政構造の弾力性を高めるため、経常経費や補助費等の経費節減に努め、経常収支比率の改善を図り100.0%以下を目指します。
- ④歳入財源の大きな増額が見込めないなか、限られた財源を効果的に活用するため、計画的な財政運営と事務事業の徹底的な見直しにより、行政評価システムを構築し、施策の選択（優先順位）と集中（重点化）を実施します。
- ⑤旧1市3町で重複する団体の整理・統廃合を行い、補助金支給の目的である公益性について第三者機関による審査を行うなど、一からの見直しを図ります。
- ⑥合併によるスケールメリットを最大限に生かすため、類似施設、利用率の低い施設や老朽化により多大な維持管理経費のかかる施設については、休止・廃止・統合の検討を行います。また、存続する施設についても、指定管理者制度等の導入により民間委託を積極的に推進します。

（2）計画策定の目的

新市における財政健全化計画は、財政再生団体転落の回避を主目的とした財政危機からの脱却、そして将来の嘉麻市発展の基礎となる財政基盤の確立をめざし、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することによって、中期的な財政収支の見通しを立て、これを基に現在及び将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにするとともに、予算編成、執行及び日常の行政管理にあたっての指針とします。

本計画は、現在の経済情勢や、現行制度を前提として策定しました。これに、合併や行政改革に伴う歳出削減効果、国・県による支援措置、合併特例事業等の合併による変動要因を考慮して算定しています。

しかしながら、景気の変動や国の税制改正に伴う市税収入の影響や地方財政対策など歳入面で不確定要素が多岐にわたり、正確な予測が困難なことから、将来の予算編成を拘束するものではありません。

（3）健全化計画の見直し

平成19年2月策定の財政健全化計画は、市民・議会の皆様のご理解とご協力により着実に実行と成果をあげることができました。また、本計画で予測した地方交付税は、2004年度の「地財ショック」以来減少の一途をたどっており、本市の交付税も厳しい予測をしていましたが、新型交付税制度、頑張る地方応援プログラム等の増加から当初の予測より削減額が縮小し、短期の赤字解消を早く図れる結果となりました。

しかし、現状の本市の財政構造は、引き続き地方交付税に大きく依存した構造になっています。現在は、合併による優遇措置が続いており、この優遇措置が段階的に終了する平成28年度から再び大幅な財源不足が発生します。

最終的な真に一つの市の財政構造を展望し、今次の改革を検証し引き続き改革を進め健全計画の見直しを図ります。

IV. 財政健全化計画の策定条件

①基準年度

平成20年度（決算見込額）を基準として、平成20年度から平成23年度までの4年間とします。

②会計単位

一般会計を単位とし、歳入は財源別、歳出は性質別に試算しています。

V. 計画策定の推計方法

（1）歳入について

【自主財源】

①市税

個人市民税については、人口の減少及び少子高齢化の進行等により減少すると見込んでいます。

滞納対策強化による効果額を反映しています。

②分担金及び負担金

平成20年度の学童保育・児童クラブの利用料改定効果額を反映しています。

③使用料及び手数料

平成20年度の住民票交付手数料など料金改定効果額を反映しています。

④財産収入

市分譲住宅販売収入を、実績に基づいて見込んでいます。

⑤寄付金・繰越金

本計画においては見込まないものとします。

⑥繰入金

かんがい施設維持管理基金及び霊園基金のみ基準年度の数値で推移するものとしています。

⑦諸収入

基準年度の数値で推移するものとしています。

【依存財源】

⑧地方譲与税

過去の減少率を基準に推移するものとしています。

⑨利子割交付金

過去2ヶ年の伸び率から1%増で見込んでいます。

⑩配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金

基準年度の数値で推移するものとしています。

(11)自動車取得税交付金

基準年度の数値から2%減で推移するものとしています。

(12)地方特例交付金

減税補てん特例交付金は、10年間所要額を見込んでいます。児童手当特例交付金は、基準年度の数値で推移するものとしています。

(13)特別交付金

平成21年で失効します。

(14)地方交付税

ア. 普通交付税

合併補正、公債費算入額等特殊事情分を除き2.5%ずつ減少するものとしています。

また、平成20年度に創設された地方再生対策費は3ヶ年見込んでいます。

イ. 特別交付税

包括的財政支援措置は平成20年度まで、頑張る地方応援プロジェクトは平成21年度まで見込み、その他通常交付分は2.5%ずつ減少するものとしています。

(15)国・県支出金

経常経費分については、基準年度の数値で推移し、投資的事業に係る支出金相当額を反映しています。

(16)地方債

投資的事業に係る地方債を反映しています。臨時財政対策債は平成21年度まで見込んでいます。

(2)歳出について

【義務的経費】

①人件費

平成20年度以降定員適正化計画に基づく職員数の減による影響額を加味しています。

②扶助費

基準年度の数値で推移するものとしています。

③公債費

既発債分の元利償還金に、後年度の新発債分の元利償還金を加味し推計しています。

後年度の新発債分は、臨時財政対策債及び投資的経費に係る地方債分を見込んでいます。

【投資的経費】

④普通建設事業費・災害復旧事業費

平成20年度は決算見込額とし、平成21年度から合併特例債発行可能期間中（平成27年度）の間は、平成18年度から平成20年度の投資的事業費の平均額で推移するものと仮定しています。平成28年度以降は維持的事業のみで推移することとしています。

【消費的経費】

⑤物件費

事務事業の見直し、施設見直し等による効果額を反映し、基準年度の数値で推移するものとしています。

⑥維持補修費

基準年度の数値で推移するものとしています。

⑦補助費等

一部事務組合及び水道企業会計への公債費負担金を実数で見込み、その他は補助金見直しによる効果額を反映し基準年度の数値で推移するものとしています。

【その他の経費】

⑧積立金

合併特例債基金造成を平成20年度まで見込み、基金利子については、特定目的基金の運用益を見込んでいます。

⑨投資及び出資金、貸付金

基準年度の数値で推移するものとしています。

⑩繰出金

老人特会は制度の改正分を考慮し、基準年度の数値で推移するものとしています。

VI. 中期財政見通し

(1) 財政健全化計画を実施しなかった場合の財政見通し

<歳入>

(単位：百万円)

財 源 別	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
地 方 税	2,916	2,907	2,898	2,889
地 方 譲 与 税	224	220	215	211
利 子 割 交 付 金	21	21	21	21
配 当 割 交 付 金	9	9	9	9
株式譲渡所得割交付金	8	8	8	8
地 方 消 費 税 交 付 金	364	364	364	364
ゴルフ場利用税交付金	3	3	3	3
自動車取得税交付金	117	118	115	113
地 方 特 例 交 付 金	31	30	28	27
地 方 交 付 税	11,043	10,730	11,003	10,440
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9
分 担 金 ・ 負 担 金	94	94	94	94
使 用 料 ・ 手 数 料	786	786	786	786
国 庫 支 出 金	3,898	3,922	3,922	3,922
県 支 出 金	1,228	1,199	1,039	1,039
財 産 収 入	128	124	125	84
寄 附 金	0	0	0	0
繰 入 金	17	17	17	17
繰 越 金	0	0	0	0
諸 収 入	269	269	269	269
地 方 債	2,033	1,495	917	917
計	23,198	22,325	21,842	21,222

<歳出>

性 質 別	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
人 件 費	3,952	3,952	3,952	3,952
扶 助 費	6,623	6,616	6,616	6,616
公 債 費	3,787	3,660	3,450	3,034
物 件 費	2,690	2,690	2,690	2,690
維 持 補 修 費	179	179	179	179
補 助 費 等	2,413	2,439	2,437	2,433
積 立 金	922	59	59	60
投 資・出資金・貸付金	48	48	48	48
繰 出 金	1,332	1,265	1,265	1,265
投 資 的 経 費	1,280	1,500	1,500	1,500
計	23,226	22,408	22,196	21,777

歳 入 歳 出 差 引	▲28	▲83	▲354	▲555
-------------	-----	-----	------	------

歳 入 歳 出 差 引 累 計	▲28	▲111	▲465	▲1,020
-----------------	-----	------	------	--------

(2) 財政健全化計画を実施した場合の財政見通し

<歳入>

(単位：百万円)

財 源 別	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
地 方 税	2,924	2,930	2,923	2,914
地 方 譲 与 税	224	220	215	211
利 子 割 交 付 金	21	21	21	21
配 当 割 交 付 金	9	9	9	9
株式譲渡所得割交付金	8	8	8	8
地 方 消 費 税 交 付 金	364	364	364	364
ゴルフ場利用税交付金	3	3	3	3
自動車取得税交付金	117	118	115	113
地 方 特 例 交 付 金	31	30	28	27
地 方 交 付 税	11,043	10,730	11,003	10,440
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9
分 担 金 ・ 負 担 金	100	103	106	106
使 用 料 ・ 手 数 料	829	874	874	874
国 庫 支 出 金	3,898	3,922	3,922	3,922
県 支 出 金	1,228	1,199	1,039	1,039
財 産 収 入	146	143	144	103
寄 附 金	0	0	0	0
繰 入 金	17	17	17	17
繰 越 金	0	0	0	0
諸 収 入	268	277	275	275
地 方 債	2,033	1,495	917	917
計	23,272	22,472	21,992	21,372

<歳出>

性 質 別	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
人 件 費	3,894	3,843	3,746	3,704
扶 助 費	6,620	6,607	6,511	6,511
公 債 費	3,787	3,660	3,450	3,034
物 件 費	2,673	2,652	2,646	2,646
維 持 補 修 費	179	179	179	179
補 助 費 等	2,402	2,378	2,370	2,366
積 立 金	922	59	59	60
投 資・出資金・貸付金	48	48	48	48
繰 出 金	1,332	1,265	1,265	1,265
投 資 的 経 費	1,280	1,500	1,500	1,500
計	23,137	22,191	21,774	21,313

歳 入 歳 出 差 引	135	281	218	59
-------------	-----	-----	-----	----

歳 入 歳 出 差 引 累 計	135	416	634	693
-----------------	-----	-----	-----	-----

（3）歳入の見通し

本市の財政構造は、歳入の柱である市税の歳入総額に占める割合が12.2%（H19決算）であり、県内市の中で最も財政基盤の脆弱な市です。歳入の大半を依存財源である地方交付税に頼っている状況ですが、三位一体の改革以降大幅な減額となり、本市の財政状況は、非常に厳しい状況下に直面しています。

普通交付税については、合併後、旧3町分の生活保護費が算入され大幅に増加にしたこと、減少していないと錯覚しがちではありますが、実際は減少しているところです。また、合併団体への財政支援措置である合併算定替により、嘉麻市として算出した額より約14億円多く交付されているのが実態です。この財政支援措置も10年間という時限的なものであり、平成28年度以降段階的に減少し、一本算定となる平成34年度には約14億円の歳入減となる見込みです。さらに、特別交付税においても包括的財政支援措置として約2億円、臨時財政対策債として約2億円の優遇措置が施されています。

これらの支援措置が全てなくなった場合、約18億円もの歳入減となり行政運営が一段と厳しさを増す状況に陥ると見込まれます。

（4）歳出の見通し

今日までの財政健全化計画実施の成果として、一定の削減効果が現れているところであります、今後も着実かつ確実に遂行し歳出削減に努めていきます。

人件費については、職員定員適正化計画に基づく職員数を目標に削減を続け、今後も減少傾向で推移すると見込まれます。

公債費については、過去における公営住宅建設事業債、地域総合整備事業債、過疎対策事業債、三就労事業債の償還が順次終了し、減少していくものと見込まれます。実質公債費比率の適正化を図るため、今後も新発債の発行を必要最低限度とします。

扶助費については、国の社会保障制度の変化により今後の見込みが難しい部分ではあります、現状で推移するものと見込んでいます。

今後の取り組みとしての公共施設の民営化・民間委託、統廃合の推進、事務事業の見直し等により、物件費は減少するものと見込まれます。

VII. おわりに

合併に伴う効果、行政改革による効果は目に見えて現れていますが、まだ新市としての効率的かつスリムな財政構造とはなっていません。合併団体への国からの財政支援により行政運営が支えられているのが現状です。

見直し後の財政見通しにおいては、単年度収支の赤字額が縮小されたとはいえ、依然として厳しい財政状況は続くと見込まれます。さらに、合併団体への支援措置である普通交付税の合併算定替が終了する平成28年度以降は大幅な財源不足となり、財政再生団体への転落の危険性が増してきます。一本算定となる平成34年度までには、歳入確保の取り組みと併せ、歳入に見合う歳出構造に変革する必要があります。そのためには、現在の現象面だけにとらわれず、先を見越した取組みが必要となります。

市町村合併は、将来に向けたまちの発展のために行ったものであり、次代に負の財産を背負わせないためにも、本計画を着実かつ確実に遂行するとともに、さらなる財政改革に取り組んでまいります。また、計画自体を固定的なものとはせず、実行の成果を定期的に分析・

評価し、状況の変化に応じた修正を行い、修正した計画を確実に実行することを繰り返し、常に実情に合った計画と実行になるように努めてまいります。